

お知らせ

**10月は、犬の正しい
飼い方強調月間です**
問生活環境課 ☎(57)4131

正しい犬の飼い方を知っていますか。

あなたの飼っている犬が近所から好かれるために、ルールやマナーを持った『責任ある飼い主』になりましょう。

【ルール】

- ・犬は登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。
- ・ふんや尿の処理は適切に行ないましょう。
- ・最期まで愛情と責任を持って飼いましょう。
- ・いつもリードなどにつないで飼いましょう。

【マナー】

- ・飼い主が誰か分かるようにしましょう。(鑑札を首輪につける)
 - ・鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう。(鳴き声は人の感じ方に違いがあります。)
 - ・避妊、去勢手術をしましょう。
- ※しつけ方や動物に関する相談は、栃木県動物愛護指導センター ☎028・684・5458) までお問い合わせください。

**生ごみ堆肥の無料
配布について**
問生活環境課 ☎(57)4247

南部清掃センターで作製された堆肥を、町民の方対象に次のとおり無料配布いたします。

なお、数に限りがあります(500袋)ので、無くなり次第終了とさせていただきます。

☎10月27日(土)9時～11時

所役場敷地内 南西側砂利駐車場
配布数量

2kg入袋を1世帯当たり4袋(8kg)まで(先着順)

☎町在住者

※配布時に住所・氏名を記入していただきます。



**浄化槽の維持管理を
お願いします**

問生活環境課 ☎(57)4131
(二社)栃木県浄化槽協会
☎028(633)1650

浄化槽は、台所・トイレ・洗面所・風呂場など家庭から出る汚れた水をきれいにして放流す

浄化槽維持管理一覧

維持管理	検査回数	実施内容	実施者
保守点検	年3～4回	運転状況や放流水の確認、薬剤の補充等	保守点検業者
清掃	年1回以上	汚泥の引き抜き	<み取り業者
7条検査	1回	使用開始後3～8ヶ月目に実施	栃木県浄化槽協会
11条検査	年1回	水質検査・外観検査・書類検査	指定採水員または栃木県浄化槽協会

る生活排水処理施設です。浄化槽は適切な維持管理を行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりと、逆に生活環境を悪くする原因となります。そのため、浄化槽法により浄化槽の維持管理が義務付けられています。

維持管理を行い浄化槽の機能が十分に発揮できるようにしましょう。

**障がい者虐待防止センターを
設置しています**
問健康福祉課 ☎(57)4196

町では障がい者虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、擁護者への支援などを行うことにより、障がい者の権利利益を護るために「障がい者虐待防止センター」を設置しています。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方、あるいは虐待を受けた方は速やかに障がい者虐待防止センターへ通報・届出を行ってください。(虐待の通報や届出をした方の情報は守られます。)

窓口 健康福祉課社会福祉係
(町保健センター)

連絡先

(平日)8時30分～17時15分
☎(57)4196
(休日・夜間)
☎090(3246)2260

